

第1日

令和8年2月25日（水）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和8年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月19日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの23日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番日野泰信議員

2 番石井清治議員

を指名いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案37件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和8年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本来ならば、この3月定例議会は新年度に向けての施政方針を明らかにし、各会計予算を御審議いただくところでございますが、改選期でありますので本定例会に提案しております令和8年度予算につきましては、災害復旧・復興事業を計上し、それ以外の事業につきましては、新規の政策に係るものを除き義務的経費や継続して年度当初から執行が必要な事業を中心に編成した骨格予算としております。どうか各議員の皆様におかれましては、その旨御了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では合計37件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第4号議案令和8年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を369億9,000万円とし、対前年比67億8,000万円、15.5%の減となりました。これは、本年4月に市長選挙が予定されているため骨格予算としたこと、災害関連事業や新庁舎建設事業などの減によるものです。詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第5号議案令和8年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比147万9,000円、16.2%増の1,061万5,000円といたしました。

第6号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比1億5,844万円、2.3%減の66億299万円とし、直営診療施設勘定において、対前年度比2億3,210万8,000円、35.6%増の8億8,485万3,000円といたしました。

第7号議案令和8年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比1億7,634万円、14.6%増の13億8,600万6,000円といたしました。

第8号議案令和8年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比2億2,234万8,000円、3.7%増の63億1,065万9,000円といたしました。

第9号議案令和8年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、収益的収支において、収入に1億7,240万1,000円、支出に1億4,749万7,000円を計上いたしました。また、資本的収支において、支出に2,582万2,000円を計上しておりますが、不足額は減債積立金等で補填しようとするものであります。

第10号議案令和8年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、収益的収支において、収入に6億4,796万円、支出に6億4,425万5,000円を計上いたしました。また、資本的収支において、収入に5億3,456万4,000円、支出に6億6,496万7,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第11号議案令和8年度朝倉市簡易水道事業会計予算につきましては、収益的収支において785万9,000円を計上いたしました。

第12号議案令和8年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、収益的収支において、収入に26億4,682万円、支出に24億646万5,000円を計上いたしました。また、資本的収支において、収入に18億8,768万5,000円、支出に27億8,591万8,000円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

第13号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、国の補正予算に係る小学校施設整備事業費等や私立保育園措置委託費等の増、災害関連経費の増減及び既定経費の減について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ2億2,858万円を減額し、予算総額を474億6,394万円といたしました。

第14号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計繰出金の増及び既定経費の減等について補正するもので、補正の額は歳

入歳出それぞれ51万円を追加し、予算総額を964万6,000円といたしました。

第15号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う県への返還金及び令和6年度決算に伴い財政調整積立基金へ積み立てる経費について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ4,351万4,000円を追加し、予算総額を68億494万4,000円といたしました。

また、直営診療施設勘定において、令和6年度決算に伴い財政調整基金へ積み立てる経費等について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ257万7,000円を追加し、予算総額を6億5,532万2,000円といたしました。

第16号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金の増額等に伴い補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ1億162万5,000円を追加し、予算総額を13億1,129万1,000円といたしました。

第17号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険給付費の増額に伴い補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、予算総額を61億8,060万2,000円といたしました。

第18号議案令和7年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収支において、建設改良工事費の減額等に伴う消費税及び地方消費税の還付により補正するもので、収入を572万円増額し、収入合計を6億3,215万2,000円とし、支出を28万円減額し、支出合計を6億3,147万2,000円といたしました。また、資本的収支において、予定していた配水管布設工事について、道路改良工事の遅延等により減額補正するもので、収入を5,842万7,000円減額し、収入合計を3億2,788万5,000円とし、支出を5,963万1,000円減額し、支出合計を4億5,404万4,000円といたしました。

第19号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収支において、事業費確定による減額により収入を500万円減額し、収入合計を25億3,701万4,000円とし、支出を1,000万円減額し、支出合計を23億2,049万1,000円といたしました。また、資本的収支において、事業費確定による減額及び令和8年度に予定していた国庫補助事業の前倒しに伴う事業費の増額により、収入を2億671万8,000円減額し、収入合計を16億1,199万6,000円とし、支出を2億660万3,000円減額し、支出合計を24億6,876万4,000円といたしました。

次に、第20号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市立保育所において実施する乳児等通園支援事業の利用料について必要な事項を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市が実施する健康診断等の自由診療に係る使用料の額を見直したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般廃棄物の処理手数料額を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例が公布されたこと等に伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第31号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市川の駅原鶴の運営の見直しに伴い、パークゴルフ場を多目的広場に変更したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第32号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第34号議案朝倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第35号議案朝倉市上下水道事業経営審議会条例の制定につきましては、水道事業及び下水道事業の健全経営及び適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、事業の方向性、経営の在り方等に関して調査審議するため審議会を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第36号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする朝倉・杷木地域に係る同計画を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第37号議案工事請負契約の変更についての議決内容の一部変更につきましては、林道米ノ山線1号箇所災害復旧工事において工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要があるため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第38号議案市道路線の変更につきましては、道路法第10条第2項の規定に基づき市道路線を変更するに当たり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第39号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小島清人君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、4日の本会議において行います。

それでは、8請願第1号をお開きください。

次に、8請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。4番渡辺毅議員。

(4番渡辺毅君登壇)

○4番（渡辺 毅君） 朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設に関する意見書の提出を求める請願書につきまして、請願事項を申し上げます。

1、朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設について、市とともに地元への説明を要請していくよう務めるとともに開発事業者に対し、住民への十分な説明および合意形成が確認されるまで慎重な態度を取られるように、また、水源、生活インフラ、交通安全等への影響について、客観的かつ専門的な検証を徹底させ、必要に応じて計画内容の見直しを含めた適切な措置を講じるよう働きかけをすること。

2、本計画に関し許認可等を所管する関係機関（福岡県等）に対し、手続の状況および検証内容について必要な確認、照会を行い、住民の不安解消及び透明性確保に向けた適切な対応を要請すること。

請願の趣旨・理由を申し上げます。

本計画は地下水資源、生活インフラ、交通環境、地域コミュニティなどに影響を及ぼす可能性のある規模で進められています。しかしながら、地域住民に対する十分な説明および検証結果の共有が尽くされたとは言い難く、不安の声が広がっております。本件については、朝倉市民約2,700名が署名により意思を示しました。これは、計画の進め方および影響に対する懸念が一定規模存在することを示すものであります。

なお、本計画の一部手続や許認可については朝倉市単独の権限が及ばない事項も含まれます。このため朝倉市として関係機関との連携および必要な確認を行い、住民に対する説明責任と透明性の確保を図ることが重要であります。こうした観点から本計画について、上記事項が実現されるよう地方自治法第99条の規定による福岡県への意見書提出をお願いいたします。

(4番渡辺毅君降壇)

○議長（小島清人君） 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第4号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託

の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は2日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時29分散会